平成２４年（フ）第１号
名古屋市守山区笹ヶ根２丁目1018番地
債務者　加藤　博一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤知恵子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３号
岐阜県多治見市本町５丁目16番地
債務者　加藤　敦裕
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤知恵子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４号
岐阜県多治見市本町５丁目16番地
債務者　加藤　峰子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤知恵子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３号
新潟市中央区南長潟２番19号　マキハウスＡ－２、前住所新潟市西区小新大通１丁目５番55号
債務者　伊藤　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　高志
4　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後３時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
新潟市中央区南長潟２番19号　マキハウスＡ－２、前住所新潟市西区小新大通１丁目５番55号
債務者　伊藤　茂美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　高志
4　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後３時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３号
広島県呉市中通２丁目５番16―901号
債務者　松茂　真美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１号
広島県呉市宮原８丁目５番14号
債務者　坪井　典子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　誠吾
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６号
神奈川県座間市小松原１丁目37番１―413号　ゾンネンハイム第１南林間
債務者　裴　　眞範
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1376番地１の12の４
債務者　草野建創こと　草野真一郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４４９号
秋田市桜ガ丘２丁目３番地20
債務者　豊嶋　浩一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩野　節子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
新潟県上越市板倉区沢田90番地の３
債務者　内山美智子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船﨑　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７３８号
広島市中区八丁堀４番16号　３Ｆ
債務者　若木　励雄
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５６号
広島市西区古江上１丁目686番地１　404号室
債務者　柳田　享祐
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５０５号
函館市日吉町３丁目７番22号
債務者　横山　　武
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６号
函館市富岡町３丁目28番25号
債務者　工藤　高義
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
函館地方裁判所